

#### 産 4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〔 〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年八月五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

#### 一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめタウン邑久  
所在地 瀬戸内市邑久町尾張字樋口二六八番地ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社イズミ  
住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号  
代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明
- 3 変更事項  
㊦ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
(変更前) 午前九時から午後九時半  
(変更後)
  - ア 株式会社イズミ  
午前八時から午後九時半
  - イ 株式会社マルシン  
午前八時から午後九時半
  - ウ 有限会社メガネサロン梶原  
午前九時から午後七時
  - エ 有限会社サンライフナス  
午前九時半から午後七時
  - オ 株式会社ティーガイア  
午前九時から午後七時
  - カ 株式会社大創産業  
午前九時から午後八時

- キ 株式会社宮脇書店  
午前九時から午後八時
- ク 株式会社イノベーションゲートウェイ  
午前九時から午後七時
- ケ 重宗輝子  
午前九時から午後七時
- コ 高谷株式会社  
午前九時から午後六時
- サ 有限会社カミサカ  
午前九時から午後七時

- ㊦ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前八時三十分から午後十時  
(変更後) 午前七時三十分から午後十時

4 変更年月日

令和四年七月三十日

二 届出年月日

令和四年七月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年八月五日から同年十二月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課